



# 鳥取県公報

平成12年3月31日(金)

号外第44号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保険医療機関等の指定（2件）（保険課）..... 1
	健康保険法による指定訪問看護事業者の指定（2件）（〃）..... 3
	鳥取県工業統計調査要綱等の廃止（統計課）..... 4
	第8次鳥獣保護事業計画の変更（森林保全課）..... 4
	建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等（管理課）..... 4

## 告 示

### 鳥取県告示第226号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43ノ3第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人鳥取愛心会内浜クリニック	米子市彦名町964-1	平成12年3月1日
穂山歯科医院	倉吉市上井町二丁目2-13	平成12年3月15日
大村薬局松並店	鳥取市松並町一丁目393-2	〃
なべや薬局米子店	米子市西町10	〃
だいいち薬局	八頭郡智頭町大字智頭1893-5	平成12年3月17日
有限会社梨花調剤薬局	東伯郡東郷町大字中興寺355-5	平成12年3月18日

### 鳥取県告示第227号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43ノ3第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目256-1	平成12年4月1日
ウエルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺181	〃
小竹内科循環器クリニック	米子市角盤町二丁目101-6	〃
医療法人社団 いけだ整形外科クリニック	米子市安倍126-1	〃
医療法人社団渡部医院	境港市渡町1987-1	〃
鳥取県立精神保健福祉センター	鳥取市江津318-1	〃
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目215	〃
たじま医院	米子市錦海町一丁目10-6	〃
本多眼科医院	倉吉市研屋町2481	〃
医療法人井東医院	倉吉市上灘町172	〃
藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町158	〃
境港日曜休日応急診療所	境港市上道町3000	〃
安達医院	東伯郡東郷町大字中興寺358	〃
医療法人社団聖雅会 原田デンタルオフィス米子分院	米子市中島395-8	〃
やまなか歯科クリニック	西伯郡会見町天万328-1	〃
松下歯科医院	鳥取市栄町763メルヘンビル2F	〃
なわだ歯科医院	鳥取市賀露町南一丁目17-21	〃
矢富歯科医院	米子市夜見町2139	〃
木山歯科クリニック	米子市夜見町3046-1	〃
ひまわり歯科医院	境港市外江町2455	〃
森脇歯科医院	境港市中野町1893-1	〃
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目145-1	平成12年4月2日
ワイエイデンタルクリニック	米子市両三柳15-107	平成12年4月7日
高森内科クリニック	鳥取市栄町708	平成12年4月8日
永見医院	米子市久米町284-2	〃
吉沢歯科医院	気高郡気高町新町三丁目8-1	〃

高木眼科医院	米子市道笑町四丁目116-7	平成12年4月10日
石川内科胃腸科医院	米子市義方町14-5	平成12年4月11日
三木眼科	鳥取市松並町一丁目168-14	平成12年4月13日
東部薬局	鳥取市秋里723-4	平成12年4月1日
つばさ薬局21	鳥取市湖山町北二丁目557	〃
ひまわり薬局	鳥取市末広温泉町251	〃
有限会社つくし薬局	米子市旗ヶ崎七丁目23-23	〃
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市南昭和町17	〃
有限会社山田薬局	倉吉市上灘町171	〃
さくら薬局	倉吉市東昭和町158-1	〃
境中央薬局	境港市上道町3317	〃
有限会社徳吉薬局	鳥取市吉成南町一丁目27-9	平成12年4月2日
有限会社貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町9	平成12年4月10日

**鳥取県告示第228号**

健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ5第2項本文の規定に基づき、同法第44条ノ4第1項の規定による指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされるものについて、同法第44条ノ12第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	訪問看護ステーション 弓浜ネットケア	米子市大崎1511-1	平成12年3月29日

**鳥取県告示第229号**

健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ5第2項本文の規定に基づき、同法第44条ノ4第1項の規定による指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされるものについて、同法第44条ノ12第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
岩 美 町	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩 美 町 訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富645	平成12年 3 月29日

**鳥取県告示第230号**

次に掲げる告示は、平成12年 3 月31日限り廃止する。

平成12年 3 月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県工業統計調査要綱（昭和47年鳥取県告示第867号）  
 鳥取県水産業経営調査要綱（昭和48年鳥取県告示第26号）  
 鳥取県家計調査要綱（昭和48年鳥取県告示第330号）  
 鳥取県人口移動調査要綱（昭和62年鳥取県告示第244号）  
 鳥取県鉱工業生産動態調査要綱（平成元年鳥取県告示第972号）  
 鳥取県企業経営者見通し調査要綱（平成 5 年鳥取県告示第715号）  
 鳥取県人口動態特別調査要綱（平成 8 年鳥取県告示第141号）

**鳥取県告示第231号**

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）第 1 条ノ 2 第 1 項の規定に基づき、第 8 次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成12年 3 月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 第 8 次鳥獣保護事業計画の期間  
平成 9 年 4 月 1 日から平成14年 3 月31日まで
- 2 第 8 次鳥獣保護事業計画の内容  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局林業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示232号**

平成12年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用されるものの一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成12年 3 月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 資格の区分

資格は、別表の左欄に掲げる発注工事種別ごとに認定する。ただし、経常建設共同企業体にあつては、一般建築工事のうち建築一式工事に限る。

## 2 申請手続

## (1) 申請書の提出方法

資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添え、鳥取県土木部管理課建設業係（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7347）へ提出するものとする。なお、郵送も可とする。

## ア 経常建設共同企業体以外の者

(ア) 建設業許可証明書

(イ) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別表

(ウ) 営業所一覧表

(エ) 工事経歴書

(オ) 法人にあつては、登記簿謄本

(カ) 審査基準日（平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間に係る直近の営業年度の終了の日（平成11年10月1日以後において、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の決定が行われた会社（以下「更生会社」という。）にあつては、当該更生手続開始決定の日）をいう。以下同じ。）における経営事項審査結果通知書（平成11年建設省告示第1056号（建設業法の規定に基づき、平成6年建設省告示第1461号の一部を改正する件）による改正後の平成6年建設省告示第1461号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に基づくものに限る。以下同じ。）の写し

(キ) 委任状（委任する場合に限る。）

## イ 経常建設共同企業体

(ア) 各構成員の建設業許可証明書

(イ) 各構成員の営業所一覧表

(ウ) 各構成員の工事経歴書

(エ) 各構成員（法人に限る。）の登記簿謄本

(オ) 各構成員の審査基準日における経営事項審査結果通知書の写し

(カ) 委任状（委任する場合に限る。）

(キ) 経常建設共同企業体協定書の写し

## (2) 申請書等の様式

申請書及び添付書類の様式については、鳥取県土木部管理課に問い合わせ、その指示に従うこと。

## (3) 申請書の受付時期

随時

## (4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

## 3 資格のない者

次に掲げる者は、資格を有しない。

(1) 法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体

(2) 審査基準日における法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体

(3) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別について、審査基準日前一年間又は当該審査基準日から申請の日までに工事施工金額のない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体

## 4 資格の再認定手続

平成12年度中に更生会社に該当することとなった者は、別に定める更生手続開始決定者入札参加資格再認定取扱要領に基づき、資格の再認定を申し出るものとする。

## 5 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

## 6 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を付与された日から平成13年3月31日までとする。

## 別表

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼）
ほ装工事	ほ装工事（ほ）
鋼橋工事	鋼構造物工事（鋼）
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事（土）
港湾工事	土木一式工事（土） しゅんせつ工事（しゅ）
機械設備工事	機械器具設置工事（機） 鋼構造物工事（鋼）
塗装工事	塗装工事（塗）
造園工事	造園工事（園）
さく井工事	さく井工事（井）
一般建築工事	建築一式工事（建） 大工工事（大） とび・土工・コンクリート工事（と） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋）
管工事	管工事（管） 熱絶縁工事（絶） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清）
建具工事	建具工事（具） ガラス工事（ガ）
内外装工事	左官工事（左） 石工事（石） タイル・れんが・ブロック工事（タ） 防水工事（防） 内装仕上工事（内）
屋根工事	屋根工事（屋） 板金工事（板）
電気工事	電気工事（電） 電気通信工事（通） 消防施設工事（消）

通信設備工事	電気通信工事 (通)
交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事 (と) 塗装工事 (塗)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事 (と) 防水工事 (防)